

中小企業・小規模事業者等の抜本的な生産性向上（設備投資等）支援施策

法律・税制

予算

※1 固定資産税ゼロ特例措置を行う自治体内で実施する事業
 ※2 固定資産税ゼロ特例措置を行う自治体内で実施する事業（①の認定は不要）

平成30年度税制改正

①生産性向上特別措置法案

市町村から**先端設備等導入計画**の認定を受けた者

固定資産税 ゼロ～1/2（3年間） 機械装置、測定工具及び検査工 具・器具備品、建物附属設備	法人税等 -
---	-----------

②中小企業等経営強化法

県から**経営革新計画**の承認を受けた者

固定資産税 -	法人税等 -
------------	-----------

③中小企業等経営強化法

国（経産局等）から**経営力向上計画**の認定を受けた者

固定資産税 1/2（3年間） 機械装置、工具・器具備品、 建物附属設備※平成30年度末迄	中小企業経営強化税制（法人税等） 即時償却又は税額控除10% （7%）機械装置、工具・器具備品、 建物附属設備、ソフトウェア
---	--

④地域未来投資促進法

県から**地域経済牽引事業計画**の承認を受けた者

固定資産税・ 不動産取得税	法人税等（ 大企業も対象 ）		
土地・家屋・建物	対象設備	特別償却	税額控除
※自治体により 軽減措置あり	機械装置・器具備品	40%	4%
	建物・附属設備・構築物	20%	2%

ものづくり：要件に追加
サービス：審査で優遇

※1
加点
補助率UP

補助率UP

加点
左②③④いずれかの
認定・承認で加点

※2
加点

※1
加点

※1
加点

◆ものづくり・サービス補助金 平成29年度補正予算:1,000億円

公募期間：2月28日（水）～4月27日（金）

公募中

	上限額	補助率
企業間データ活用型	1000万円/者	2/3
一般型	1000万円	1/2 → 2/3
小規模型	500万円	小規模事業者 2/3 その他事業者 1/2

◆IT導入補助金

平成29年度補正予算:500億円

公募期間：4月～（予定）

上限額	下限額	補助率
50万円	15万円	1/2

◆持続化補助金

平成29年度補正予算:100億円

公募期間：3月9日（金）～5月18日（金）

公募中

上限額	補助率
①50万円/②100万円（賃上げ、海外展開）等/③500万円 （複数の事業者が連携した共同事業）	2/3

◆サポイン補助金

平成30年度予算案:130億円

公募期間：3月中下旬～5月中下旬（予定）

	上限額	補助率
ものづくり	4500万円	2/3 ※大学・公設試等の場合は定額
サービス	3000万円	1/2 ※IoT、AI等の先端技術活用の場合は2/3

◇中小企業投資促進税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税） 法認定等は不要

措置内容 ・個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業/**30%特別償却** 又は **7%税額控除**
 ・資本金3,000万超の中小企業/**30%特別償却**
 対象設備 ・機械及び装置・測定工具及び検査工具・一定のソフトウェア・貨物自動車・内航船舶

◇商業・サービス業・農林水産業活性化税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税） 法認定等は不要

措置内容 ・個人事業主 資本金3,000万以下の中小商業・サービス業者等/**30%特別償却** 又は **7%税額控除**
 ・資本金3,000万超の中小商業・サービス業者等/**30%特別償却**
 対象設備 ・器具・備品・建物附属設備

各支援施策の比較

	法人税等特例 (機械装置等)	法人税等特例 (建物等)	地方税特例 (固定資産 税)	条例化	交付金	補助金	備考
生産性向上特別措置法 案	—	—	0~1/2 (3年間)	必要	—	※2 ■補助率優遇 ものづくり・サービス補助金 (1/2→2/3) ■加 点 ものづくり・サービス補助金、 IT導入補助金、持続化補助金、 サポイン補助金	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税の減免を受ける場合(自治体が条例で定める場合に限る) ● ものづくり・サービス補助金等で加 点、ものづくり・サービス補助金で補助率優遇を受ける場合
中小企業等経営強化法 (経営力向上計画)	特別償却:即時 or 税額控除:10% ※1	—	1/2 (3年間)	不要	—	■加 点 ものづくり・サービス補助金 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械装置等に対する即時償却or税額控除を受ける場合
中小企業等経営強化法 (経営革新計画)	—	—	—	—	—	※3 ■補助率優遇 ものづくり・サービス補助金 (1/2→2/3) ■加 点 ものづくり・サービス補助金	<ul style="list-style-type: none"> ● ものづくり・サービス補助金で補助率優遇を受ける場合
地域未来投資促進法	特別償却:40% or 税額控除:4% (大企業も可)	特別償却:20% or 税額控除:2% (大企業も可)	0~ (3年間)	必要	地方 創生 交付金	<ul style="list-style-type: none"> ■加 点 ものづくり・サービス補助金、地域中核企業創出・支援事業、省エネ補助金(検討中) ■要件の拡充(サポイン補助金) 「中小ものづくり高度化法の計画認定」に並び「地域経済牽引事業承認」が新たに追加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物に対する特別償却or税額控除を受ける場合 ● 大企業が特別償却・税額控除を受ける場合 ● 固定資産税の減免を受ける場合(自治体が条例で定める場合に限る) ● 自治体が交付金事業を行う場合

- ※1 資本金3千万円超の中小企業事業者は7%
 ※2 固定資産税0(ゼロ)特例を措置した地域のみ
 ※3 新規認定に限る